

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様への四つの誓い(1.良いものを安く 2.早く 3.清潔に 4.最高の雰囲気)」の実践を通じて、お客様に最高の満足の提供の実現を目指し、当社が最適と考えるガバナンス体制を構築・機能させるため、その基本方針を策定し、継続的な質的向上に取り組んでまいります。また、その取り組みを通じ、企業の社会的責任の遂行および経営の効率化と透明性を高め適性かつ迅速な意思決定する機能をより高めることを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送】

招集通知の発送は、現行法令で定められた期限で行っておりますが、早期化については諸課題を検証しながら検討してまいります。なお、TDnetや自社ウェブサイトへの事前開催告知は実施してまいります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

議決権の電子行使および英語版の招集通知については、国内外の機関投資家の比率も踏まえ、株主の利便性も考慮しながら今後検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続き】

現状は、取締役より委任された業務に関する自己評価および次期の委任業務に関して毎年2回直接代表取締役提示して協議の上報酬を決定しておりますが、今後さらに透明性のある決定手続きについて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

現在当社の株主における海外投資家の比率は低い状況です。今後の状況をみて検討してまいります。

【補充原則4-1-3 後継者計画の監督】

当社は最高経営責任者の後継については、資質・能力を鑑みた上で後継者を内定した上で育成を図ってまいります。部署の横断的な経験や各種の研修等を通じてより実効性のある育成プランとしています。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役による会合実施】

現状は実施しておりませんが、今後その有用性含めて検討してまいります。

【補充原則4-8-2 社外取締役と監査役会との連携】

現状は実施しておりませんが、今後その有用性含めて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

現状は実施しておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性分析・評価と結果開示】

当社は、事業年度末に取締役会全体の実効性について自己評価を行い、その改善事項を取締役会で確認を行い、その概要を開示することとします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、おもに取引の安定維持・拡大を図ることを目的に、主として取引先からの保有要請を受けた場合において、当該取引先の株式を取得して保有いたします。

政策保有株式の議決権行使に当たっては、個々の議案を精査した上で、株主利益を軽視していない限り当該取引先の会社提案を尊重いたします。ただし、当該取引先に不祥事または反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資するよう議決権を行使いたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、役員との間で法令に定める協業取引および利益相反取引を行うに当たっては、取締役会の承認を受けて実施し、結果を取締役会に報告いたします。また、当社と取締役・執行役員またはその家族との間で行われた取引の有無およびその内容について、年に一度調査を行い、随時監査役監査、内部監査において確認いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社の目指すところは、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。また、経営理念を以下のとおり定めております。

<経営理念>

1.「四つの誓い」をきわめ、お客様に最高の満足を。

- 2.客数の伸びが、最重要の経営指針である。
- 3.地域一番店を目指す。二位以下は意味が無い。
- 4.お客様に 従業員に 仕入先に 株主になくはならない会社になろう。
- 5.独創性溢れる会社をつくろう。人の真似はしない。
- 6.大きな夢を持ち続け、いつも輝いている、人づくり・店づくりをしよう。
- 7.法令やルールを守るとともに食の安全を徹底し、公正で誠実な企業活動を実践しよう。
- 8.個人の人格・個性を尊重しよう。
- 9.人類共通の資産である地球環境の保護に配慮しよう。

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)当社は、経営陣幹部(執行役員)・取締役の選任に当たっては、当社の事業に精通した者で、能力・経験・実績等多角的な観点から候補者原案を人事部が策定のうえ代表取締役に提案します。当該提案を踏まえ取締役に上程し決定しています。また、監査役の選任に当たっては、取締役の職務執行の監査を遂行するうえで、多様な知識・経験・能力を有すること、独立性の確保ができること、公正不偏の態度を保持できること等の観点から候補者原案を監査役会が策定のうえ代表取締役に提案します。当該提案を踏まえ取締役に上程し決定しています。

(5)取締役および監査役の選任理由につきましては開示することとしています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲】

当社取締役会は、法令により先決とされている事項および当社の取締役会規程に定める経営上の重要事項を決定します。それ以外の業務執行の決定権限は代表取締役および各組織の部門長に権限しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会全体としての知識・経験および能力を補完し、透明性を確保するために社外取締役を複数名選任しております。なお、第46回定時株主総会において、若杉秀康氏、板倉康久氏の2名を独立社外取締役として選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者を選任する場合、平成27年5月1日施行の改正会社法の定めを順守し選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役会としての多様性・規模に関する考え方】

当社取締役会は、迅速かつ適正な意思決定および取締役会に責務の範囲を考慮して、会社定款に基づき取締役の員数を14名以内で構成しています。また、求められる役割と責務を果たし、取締役会全体での多様性を保つべく、知識・経験および能力を有する者がバランスよく取締役に選任されるよう考慮して候補者を指名しています。

【補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況】

当社は、取締役・監査役が当社以外の役員等の兼任をする場合、当社取締役・監査役として求められる役割と責務を果たすために必要な時間を確保し、善管注意義務履行可能な範囲に限るものとしています。また、その重要な兼任の状況については毎年開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役に対して、その求められる役割と責務を果たすため、必要に応じて、会計、監査、法令、当社事業に関する特有の知識習得を目的とする研修を実施し、会社はその費用を負担することとしています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の継続的な成長と企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主および投資家等との対話を促進いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飯田永太	3,787,847	14.25
株式会社永幸	2,150,551	8.09
株式会社岡永	1,443,318	5.43
山内薫	1,262,454	4.75
飯田愛太	1,023,699	3.85
サッポロビール株式会社	962,600	3.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	544,785	2.05
飯田健太	341,838	1.29
飯田弘子	235,784	0.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	215,200	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、必要に応じて会計監査人との情報交換を行っております。特に、決算期において会計監査人との情報交換及び意見交換は綿密に行っております。また、常勤監査役は、必要に応じて内部監査部門と業務監査について情報交換を行っております。内部監査部門は、本社、店舗、工場等を対象として内部監査を行い、また、監査役及び会計監査人と緊密な連携を保ち効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
小野晃司	他の会社の出身者														○
高山義雄	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野晃司		——	公認会計士・税理士としての知識・見識と実績
高山義雄	○	——	公認会計士・税理士としての知識・見識と実績

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

役員報酬の枠内で評価。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

事業報告において、全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、取締役会事務局である総務部が適宜必要な情報の伝達等を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役と総務部が連携し、適宜必要な情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

「取締役会」は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成されており、監査役同席のもと、原則月1回開催とし、法定事項の決議及び経営方針、戦略等に係わる重要事項について決定するとともに、取締役の業務の執行について監督しております。

「経営会議」は、常勤取締役および執行役員を中心に毎週開催し、事業運営ならびに業務執行全般にわたる重要事項について、迅速な意思決定を行っております。

「監査役会」は3名で構成されており、経営の透明性・公正性を確保するため、専門的知識を有する社外監査役を過半数の2名選任し監督しております。

「会計監査人」につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任し、四半期決算及び年度決算を中心に会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であります。「監査役会」は、監査役3名で構成され、経営の透明性・公正性を確保するため、専門的知識を有する社外監査役を過半数の2名選任しております。それぞれ独立した視点からの社外監査役による監査の実施により、取締役の業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対する監視機能の強化を図っております。

また、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、また経営の透明性を高めるため、社外取締役を選任しております。

当社では、独立社外取締役を含む取締役会による監督強化の充実、そして内部統制推進部を中心に内部統制システムの強化を図り、専門的な知見を有する社外取締役や監査役会、内部監査部門、会計監査人との連結により、適性かつ効果的な体制が整っているものと判断しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主に対して、出席しやすいよう配慮

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の年2回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連、株式関連および売上の状況等を随時掲示	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)社長直轄の監査部を設置し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性及業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。
- (2)法令遵守の観点から、今後内部統制システムの構築を進め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整えてまいります。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役会議事録は事務担当者によって作成し、保存・管理しております。
- (2)情報の不正利用及び漏洩防止の徹底のため、主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ対策を推進しております。
- (3)個人情報管理については、情報漏洩・不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者を制限したセキュリティ体制を確立しております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)全社的なリスク管理マニュアルを整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めることにより、未然防止と有事に適切な対応が出来るような体制を整えております。さらに平成20年1月に経営リスクマネジメント規程を制定し、よりリスク管理の徹底を図っております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営の重要事項の審議及び決定を行っております。

5.従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)社長直轄の監査部を設置し、また店舗において事業部長制を敷きマニュアルの遵守状況・業務活動全般に関し、手続きの妥当性について定期的に全店舗・部署の内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行います。
- (2)業務に必要な関連法令及び定款に適合した業務の遂行のために、毎月開催する定例の店長会議・チーフ会議において適時説明を行い、加えて各店舗単位でもマニュアル・通達説明をして全従業員に徹底させております。
- (3)公益通報者保護法に基づく公益通報システムについては、公益通報取扱規定を定め、全従業員に周知するとともに電話・電子メール・封書(郵送)をもって受け付ける体制をとっております。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社取締役が子会社の役員(取締役・監査役)を兼務しており、企業集団全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会において検討と意見交換を行った上で慎重に決定する体制をとっております。

7.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適切な当該従業員を定めるものとしております。

8.前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役を補助する従業員の独立性を担保するため、その任命や解任等については監査役と協議の上決定するものとしております。

9.取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

- (1)取締役及び従業員は下記事項を監査役に報告します。
 - イ.当社及び企業集団に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ロ.監査部が実施した内部監査の結果
 - ハ.公益通報として会社が受け付けた内容が監査役の職務執行に必要と判断される場合
- 二.その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき

10.監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- (1)監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、当社の「公益通報取扱規定」に準拠し適正に保護します。

11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査部は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞無く報告するものとしております。
- (2)代表取締役と常勤監査役は必要に応じ都度意見交換を行っております。
- (3)監査役会は会計監査人から監査計画を事前に受領し、定期的に監査報告書を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聞き取りを行います。
- (4)監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、当社諸規定の定めに基づき地帯なく支払処理を行います。なお、監査役は諸費用支出に当たっては、その適正性及妥当性に十分留意するものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)企業倫理に関する方針・行動規準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持たないことを方針・行動規準の一つとして掲げております。
- (2)反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、警察を含む外部専門機関、弁護士等と連携して反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

